

道の駅の整備に係る計画策定の流れ（案）

① 基本構想の策定

- 基本コンセプト、導入機能、候補地、整備手法、各市町村の関わり方等の整備にかかる基本的な方針をまとめる基本構想に係る協議を重ねた上で策定します。
- 策定に当たり、必要に応じて議会等への説明や最終案についてのパブリックコメントを行います。

基本構想：複数候補地の可能性含め
策定

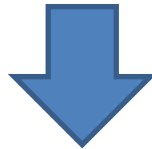


R4.7~R6.3（1年9か月）

② 整備計画の策定

- トイレ・休憩施設・情報提供施設・地域振興施設等の建物、駐車場、区域内道路、周辺道路との出入り口等の配置、建物内部の施設の配置、整備スケジュール、事業費等をまとめた整備計画（基本設計を含む。）を策定します。
- 策定に当たっては、民間コンサルタント業者に業務を委託します。
- 道路管理者との「一体型」の整備とした時には、道路管理者との協議が必要です。
- 整備に係る財源の確保に向けて関係機関と協議します。
- 地域振興施設を民間が関わって整備する場合には、その事業者の確保が必要です。

整備計画：整備に必要な事項を決定し
策定



③ 実施設計及び施設工事の実施

- 候補地の用地取得を行う。
- ②の整備計画に基づいた実施設計を行う。
- 測量、施設造営・建設工事等の施設の整備を進める。
- 道路管理者と施工区分を含めた工事計画等の調整を行う。
- 実施設計の終了後に、道の駅の名称や駅長の選任等の必要事項を決定の上、国土交通省道路局長へ道の駅の登録申請書を提出する。



④ 道の駅の供用開始